

## 介護保険住宅改修費受領委任払いの取り扱いについて

介護保険での住宅改修費の支給は、工事終了後、利用者がいったん費用の全額を支払い、その後に申請をして保険給付費分（9割、8割または7割）の支払いを受けるという、いわゆる「償還払い」を原則としています。

一方、「受領委任払い」は、住宅改修費の支払いを初めから1割、2割または3割で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。

この仕組みは、新宿区から登録を受けた受領委任払登録事業者による改修のみが対象で、被保険者の同意がないと利用できません。

### 1 受領委任払登録事業者について

受領委任払いを取り扱うためには、事前に新宿区への登録が必要となります。登録するには、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 過去1年以内に介護保険における住宅改修の対象工事を行っていること。
- (2) 介護保険における住宅改修の対象工事内容について、十分な知識があること。

### 2 受領委任払登録事業者の確認方法について

受領委任払登録事業者は新宿区ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

### 3 受領委任払いの取扱い手順

受領委任払いを利用することに、利用者とケアマネジャー、登録事業者（施工業者）との間で合意した場合は、以下の手順により手続きを行ってください。

#### 【1】被保険者証及び負担割合証の確認

利用者が給付制限を受けている場合、受領委任払いは利用できません。

#### 【2】事前申請（②以外は従前の「償還払い」と変わりません）

以下の書類を介護保険課給付係へ提出します。

（改修事業者による代理申請もできます）

#### ①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

#### ②介護保険住宅改修費受領委任払同意書

#### ③住宅改修を必要とする理由書（ケアマネジャー等の有資格者が作成したもの）

※理由書作成者が被保険者宅に訪問し、現在の生活動線（動作）を確認して、住宅改修により今後の生活動線にどのような期待効果があるかを記入したもの。

#### ④工事費見積書（改修工事に係る材料費、工賃、諸経費等について記入）

※手すり取り付け工事一式」ではなく改修場所・改修部分・商品名・寸法・規格・数量・付属部品・工賃・単価等を詳細に記入され、明確に把握できるもの。

※複数の住宅改修業者から見積もりを取るよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が利用者に説明する必要がありますので、ご注意ください。

**⑤改修予定(施工前)箇所の写真**（撮影日の入っているもの）

※段差解消や手すりの高さ変更の場合は、段差や手すりにスケールをあてて段差や高さの寸法が分かる写真が必要です。

**⑥施工前と施工後の状態がわかる書類等**（生活動線がわかる平面図・立面図・断面図等）

**⑦賃貸人・管理会社等の承諾書**（被保険者所有の住宅や被保険者と住宅所有者が同居の親族である場合は不要）

**【3】 「事前申請確認書」の通知及び住宅改修の着工**

介護保険課給付係で事前申請書類を審査した後、工事内容が妥当と判断した場合、利用者あてに「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請確認書」を通知しますので、確認書が届いてからの着工となります。

なお、住宅改修の内容が申請時と変わる場合は、住宅改修を必要とする理由書等の差し替えが必要となる場合がありますので、必ず事前に給付係へご相談ください。

**【4】 住宅改修の完了、利用者負担額（1割、2割または3割）の支払及び領収証の受領**

工事が完了した後、利用者は保険給付費分の改修費用の1割、2割または3割を利用者負担額として事業所へ支払い、領収証を受領します。

**【5】 事後申請（従前の「償還払い」と変わりません）**

以下の書類を介護保険課給付係へ提出します。

（改修事業者による代理申請もできます）

**①領収証（被保険者本人宛て）**

※原本を提出して頂きます。なお、領収証は窓口で原本を確認後、お返しすることが可能です。その際は原本と写しを提出してください）

**②改修（施工後）箇所の写真（撮影日付の入っているもの）**

**【6】 書類の審査及び事業所（施工業者）への工事代金の支払い**

介護保険課給付係は書類を審査後、約1か月後に決定通知を利用者と登録事業所に発行し、事業所指定口座に住宅改修費を振り込みます。

**【介護保険対象分の利用者負担額（1割、2割または3割）の算出に当たっての留意事項】**

○ 1円未満の端数は切り上げます。

例1：改修費用の額が133,333円の場合（利用者負担割合1割の方のケース）  
利用者負担額＝133,333円×1/10＝13,333.3円≒13,334円  
（1円未満の端数切り上げ）

○ 住宅改修を行うことにより、利用者が行った住宅改修に係る改修費用の額が支給限度基準額（20万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の改修費用の額に10分の1、2または3を乗じた額と基準額を超える額の合計額を利用者負担額として支払います。

例2：既に133,333円分の住宅改修を行っている利用者が、90,000円の住宅改修を行う場合（利用者負担割合1割の方のケース）  
（支給限度基準額内の改修費用残額）  
＝200,000円－133,333円＝66,667円（A）  
（支給限度基準額を超える改修費用額）  
＝90,000円－66,667円＝23,333円（B）  
利用者負担額＝66,667円（A）×1/10＋23,333円（B）  
（66,667円（A）×1/10＝6,666.7円≒6,667円（C））  
（1円未満の端数切り上げ）  
23,333円（B）＋6,667円（C）＝30,000円

※ 基準限度額を超える改修費用額（B）は、住宅改修費支給対象とはなりません。  
※ 介護保険対象額の1割分（6,667円）と支給限度基準額を超える改修費用額（23,333円）を利用者から受け取ることになるので、領収書にはその合計金額である30,000円（B＋C）となります。

**4 受領委任払いが利用できない方**

次の方は、受領委任払いの利用ができませんのでご注意ください。

ただし、(2)、(3)については個々の状況により、利用できる場合がありますので予めご相談ください。

(1) 給付制限を受けている方

(2) 要介護認定の申請中（新規申請・変更申請）であるため、要介護度が決定していない方

(3) 入院または入所中の方

※申請後に上記(1)～(3)に該当した場合、受領委任払いが適用できないことがあります。

#### 5 住宅改修費の支給額について

要介護度区分に関らず、20万円を上限として改修費の9割、8割または7割を支給します。支給額（保険給付分）の上限は18万円、16万円または14万円です。上限額の範囲内であれば必要に応じて、何度でも住宅改修は利用できます。

要介護状態が著しく高くなった場合や転居した場合には例外がありますのでご相談ください。

#### 【問い合わせ先】

新宿区福祉部介護保険課給付係

電話 03-5273-4176

FAX 03-3209-6010